

公益財団法人北九州産業学術推進機構における競争的資金等の不正防止計画

公益財団法人北九州産業学術推進機構における競争的資金等の取扱いに関する規程第30条に基づき、以下のとおり公益財団法人北九州産業学術推進機構における競争的資金等の不正防止計画を定める。

不正を発生させる要因	起こり得るリスク	不正防止対策
・公的資金であることの意識が希薄	競争的資金等は国民の税金が原資となっているものであり、不正な行為は国民の負託に対する重大な背信行為となることから、信用失墜は免れない。	◇毎年度1回、競争的資金等の不正使用防止に係る研修を実施する。 ◇競争的資金等の運営・管理に従事する職員全員が誓約書を提出する。 ◇誓約書には下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・関係する法令や通知、機構が定める規則等を遵守すること。 ・不正使用を行わないこと ・規程等に違反して、不正使用を行った場合は、機構や競争的資金等の配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。
・事務処理ルールの周知が不十分	事務処理ルールの周知が不十分のため、ルールを知らなかったり、ルールを誤って解釈したりして、結果的に不正な行為となってしまう。	◇競争的資金等の管理・運営に従事することとなった職員に対しては、上記研修において事務処理ルールの周知徹底する。
・事務処理ルールに係る相談窓口の不存在	事務処理ルールについて疑問や不明な点があっても、相談する窓口がないため適切な助言が受けられないまま手続きを進め、結果的に不正な行為となってしまう。	◇事務処理ルールに係る相談窓口を常時開設する。
・業者との癒着	特定の職員に特定の事務を任せたままにしたり、長期間にわたり同一の事務に従事させたりすると、管理が疎かになり、業者との癒着が発生しやすくなる。	◇公益財団法人北九州産業学術推進機構会計規則等に従って発注を行う。 ◇特命随意契約を行う際は、理由が適切であるか発注時に確認する。 ◇見積書、納品書、請求書等、業者が作成する書類については、それぞれの日付の記入を徹底し、請求書については早期提出依頼を徹底する。 ◇不正な取引に関与した業者があると認めるときは、「北九州市建設工事等入札参加者

		<p>の指名停止要綱」に準じて指名停止等の処分を行う旨、取引業者に対し周知徹底するとともに、下記に該当する取引業者に対しては誓約書の提出を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金等を使用して締結する随意契約（特命含む）のすべての相手方
・予算執行状況の未把握	<p>年度末等の事業期間の終了間際に高額の商品が発注され、使用されないまま事業が終了し、実態として汎用目的の購入となる。</p>	<p>◇会計システムを活用して定期的に予算残額を把握し、当初計画と比較して執行が著しく遅れないよう留意する。</p> <p>◇当初計画に比べて事業の進捗が遅れ、相当額の予算残発生が見込まれるときは、早めに配分機関に相談する。</p>
・発注・検収チェック体制の不備	<p>発注や検収のチェックを発注当事者のみに任せてしまうと、手続き上の瑕疵による意図せざる不正行為のみならず、業者との癒着による意図的な不正行為も見逃してしまう。</p>	<p>◇発注の際の業者との契約は会計規則等に則って行う。</p> <p>◇検収は、必ず発注当事者とそれ以外の者で行い、納品書に必ずそれぞれ2名の確認印を押印する。</p>
・発注・検収チェック体制の形骸化	<p>発注当事者以外の者が、納入物を現認しないで納品書に確認印を押印したり、発注当事者に印鑑を預けたりして、実質的に発注当事者のみのチェックとなってしまう、不正が見逃されてしまう。</p>	<p>◇検収の際には、発注当事者以外の者も必ず自身で発注内容と納入物を確認する。</p> <p>◇発注当事者に発注当事者以外の者の印鑑を預ける等の行為を厳禁とする。</p>
・出張の事実確認の不備	<p>事業目的を果たさない不適切な出張が行われる。</p>	<p>◇出張事実の把握・確認については、用務内容、訪問先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。</p>
・換金性の高い物品の不適切な保管	<p>購入品目やその保管場所の記録がないため、横領されたり、無断で売却されたりする。</p>	<p>◇換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるように記録して適切に管理する。</p>